

ナスバの被害者支援

**ご存知ですか？**  
**ナスバ**  **の被害者支援**  
 自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご活用ください。

**脳損傷の治療と看護を行うNASVA療護施設**

自動車事故により脳を損傷し重度意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う、専門のNASVA療護施設(病院)を、全国7カ所で開催しています。



ケアを行う看護師

**介護料の支給と訪問支援・交流会の実施**

自動車事故により脳や脊髄などに重度の後遺障害を負われ、自宅介護を必要とされる方などに介護料を支給し、訪問して支援を行うとともに、交流会を実施しています。



訪問支援

**交通遺児等への無利子貸付と「友の会」**

自動車事故で保護者を亡くされた児童などに対する育成資金の無利子貸付のほか、友の会を運営し、家族参加型のイベント「集い」や、保護者の皆さんの交流会を実施しています。



友の会の集い(記念写真)



「交通事故被害者ホットライン」では、ナスバのサービスの概要、問合わせ先、他の交通事故関係相談窓口をご案内しています。固定電話からは通話料の負担が軽減されます。



独立行政法人自動車事故対策機構  
 National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

※ 自動車事故を原因として重度障害を負った方、介護に当たるご家族、保護者を失った生活困窮家庭の児童などのみです。

提供：国土交通省

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA [ナスバ])  
 (http://www.nasva.go.jp/)
- ・交通事故被害者ホットライン  
 (0570-000738)

○ 公共交通事故被害に関する相談

**【相談先整理番号21】**

国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室が応じている。

万が一、航空、鉄道等公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能（被害者の安否情報の被害者家族等への提供等）、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期的にわたるコーディネーション機能（相談内容に応じた適切な機関の紹介等）を果たしている。

- ・国土交通省公共交通事故被害者支援室  
 (03-5253-8969)

**6 暴力団による被害**

○ 暴力団による被害に関する相談

**【相談先整理番号22】**

都道府県警察・都道府県暴力追放運動推進センターで応じている。

都道府県警察では、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等について、本人からの申出に基づき、被害の回復などのための助言や交渉場所の提供などの援助を行っている。

また、都道府県警察では、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会と協力し、暴力団

員が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して、暴力団情報の提供や保護対策などの必要な支援を行っている。

都道府県センターでは、暴力団による被害の相談活動のほか、民事訴訟費用の無利子貸付も行っている（P43【施策番号11】参照）。

- ・都道府県警察の被害相談窓口  
 (http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm)
- ・都道府県暴力追放運動推進センター  
 (http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html#itiran)

**7 海外における犯罪被害**

○ 海外における被害に関する相談

**【相談先整理番号23】**

海外での相談は在外公館が応じている。相

談を受けた在外公館では、現地警察への届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人による